令和９年度会計年度任用職員の資格要件及び職務内容②

報酬額については、現時点での予定ですので、変更になる場合があります。
詳細については、担当課にお問合せください。

職種	募集人数	資格要件	職務内容	(1) 報酬 (2) 期末勤勉手当 (3) 通勤に係る費用弁償	(1) 勤務時間 (2) 休日 (3) 年次有給休暇等	保険 社保	保険 雇用	勤務先	担当課 お問い合わせ先
地域子育て指導者・放課後児童支援員（日額）	1名	・保育士若しくは、２年以上子育て指導者として実務経験を有する方 ・放課後児童支援員資格を有する方	【地域子育て支援センター指導者】 ・乳幼児やその保護者を対象とした、子育てについての相談や支援等のサービスを提供する。 【放課後児童支援員】 ・小学生に対し、放課後や休日における生活を遊びや学習を通じてサポートする。	(1) 日額 11,150 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1)月～土　月 17 日(シフト制による) ※長期休業中（夏休み等）の勤務あり (2) 日、祝、年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇 ※詳細な勤務条件については担当課へお問い合わせください。	○	○	・内之浦地域子育て支援センター	町民生活課 ☎ 0994(65)4511
地域子育て指導者・放課後児童支援補助員（時間額）	若干名	・保育士若しくは、２年以上子育て指導者として実務経験を有する方 ・放課後児童支援業務に興味がある方	【地域子育て支援センター指導者】 ・乳幼児やその保護者を対象とした、子育てについての相談や支援等のサービスを提供する。 【放課後児童支援補助員】 ・小学生に対し、放課後や休日における生活を遊びや学習を通じてサポートする。	(1) 時間額 1,486 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1) 月～土 月 13 ～ 15 日程度（シフト制による） ※長期休業中（夏休み等）の勤務あり (2) 日、祝、年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇 ※詳細な勤務条件については担当課へお問い合わせください。	×	×		
図書補助員（土・日）	2名	・土、日、祝日に勤務できる方	・休日の図書業務（本の貸出等）	(1) 時間額 1,203 円～ (2) 無 (3) 距離に応じて支給有	(1) 9：00 ～ 17：15（土・日、祝） (2) 年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇	×	×	・文化センター	生涯学習課 ☎ 0994(65)2594
社会教育指導員	1名	・社会教育業務に関心のある方 ・パソコンの基本操作技能（ワード・エクセル等）を有する方	・社会教育に関する指導、助言 ・パソコンを使ったデータ処理、窓口業務、書類整理、電話応対等	(1) 月額 118,900 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1) 8：30 ～ 16：30（月 13 日） (2) 土・日、祝、年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇	○	○	・教育委員会	教育委員会支所 ☎ 0994(31)6555
学校主事	若干名	・学校主事業務に関心のある方 ・普通自動車免許を有する方	・学校内の緑化、清掃、環境整備等 ・学校行事等への補助業務	(1) 時間額 1,203 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1) 8：30 ～ 16：15 月～金（開校日） (2) 土・日、祝、年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇	○	○	・肝付町内 (学校)	教育総務課 ☎ 0994(65)8425
学校図書司書	4名	・司書または司書教諭の資格を有する方 ・普通自動車免許を有する方	・学校図書室の環境整備、読書指導等	(1) 月額 194,800 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1) 8：45 ～ 16：30 月～金（開校日） (2) 土・日、祝、年末年始 (3) 年次有給休暇、特別休暇	○	○		
特別支援教育支援員	10名程度	・特別支援教育に関心のある方 ・普通自動車免許を有する方	・特別な支援の必要な児童生徒のサポート	(1) 時間額 1,270 円～ (2) 有 (3) 距離に応じて支給有	(1) 8：30 ～ 16：15 月～金（開校日） (2) 土・日、祝、年末年始 （学校行事等で出勤になる場合も有） (3) 年次有給休暇、特別休暇	○	○		

※【特記事項】学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

学校主事・学校図書司書・特別支援教育支援員等、こどもと接する業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や登録申請書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。